



9月9日は「救急の日」

9月9日は「救急の日」、この日を含む1週間は「救急医療週間」です。

※今年度は9月5日(日)～11日(土)

鳥羽市消防本部 ☎ (25)2821

鳥羽市管内で、令和2年中に搬送された1,211人のうち、約5割のかたが入院を必要としない「軽症」であり、例年、救急搬送の半数以上を占めています。

年	搬送人員	うち軽症	軽症の割合
令和2年	1,211人	615人	51%
令和元年	1,482人	890人	60%
平成30年	1,461人	865人	59%

救急車の正しい利用にご協力をお願いします

安易な救急車の利用が増えると、本当に救急車を必要としているかたへの適切な救命処置が遅れてしまい、救える命が救えなくなるおそれがあります。



新しい消防署では、119番通報の通報位置の表示が可能となりました。しかし、消防署や南鳥羽出張所の代表電話番号への通報では、通報位置が表示されません。迅速な救急車出動のためにも、救急車の要請は119番への通報をお願いします。

119番通報のときに「サイレンは鳴らさずに来てください」と言われるかたがいますが、救急車は緊急自動車です。緊急自動車は、サイレンを鳴らさずにまた、赤い警光灯をつけずに走行することはできませんので、ご理解ください。

(道路交通法施行令より一部抜粋)

※緊急自動車の要件とは・・・緊急の用務のため運転するときは、(中略)サイレンを鳴らし、かつ、赤色の警光灯をつけなければならない。



救急車を呼ぶほどではないが病院にかかりたい場合には
三重県救急医療情報センターへ電話してください。

☎059-229-1199

急な子どもの病気に、医療関係の専門相談員が毎日
午後7時30分から翌朝8時まで対応しています。

みえ子ども医療ダイヤル ☎ #8000

#8000 が使えない場合は ☎ 059-232-9955 へおかけください。